

# 守秘義務規定及び個人情報保護規程

株式会社R-CORPORATION

## （目的）

第1条 この規程は、株式会社R-CORPORATION（以下、R-CORPORATIONという）が実施する第三者評価事業に関する守秘義務・個人情報について必要事項を定めることにより、第三者評価事業の信頼性を高めることを目的とする。

## （漏洩の禁止）

第2条 R-CORPORATIONの従業員及び調査者は、職務上知り得た事業者に関する秘密情報を、故意・過失を問わず、第三者に漏らしてはならない。なお、職務外で知り得た秘密情報の扱いについても同様とする。

2. R-CORPORATIONの従業員及び調査者は、就業期間中はもとより、雇用、契約終了後も本規程の秘密保持義務を遵守しなければならない。

## （職務上知り得た情報の定義）

第3条 この規程における職務上知り得た情報とは、次の各号に定めるものとする。ただし、公知の情報、開示以前に従業員が保有していた情報、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報を除く。

(1)受審事業者等に関する情報が記載された書類、開示文書、コンピュータデータを含むすべての情報。

(2)事業者から受領した各種資料、コンピュータデータ等、その関係資料。

(3)その他、従業員及び調査者が業務遂行過程において知り得た事業者に関する有形・無形のすべての情報。

2. 前項の守秘情報のうち、経営・運営上の守秘情報は次の各号に定めるものとする。

(1)経営上の秘密情報

①各種会議の内容に関する情報

②計画に関する情報

③事業所の関係する訴訟または行政処分もしくは申請に関する情報

④人事に関する情報

⑤労働者の個人情報

⑥未公表の経理関係諸帳票、資金関係についての書類及び監査並びに税務申告関係書類等にかかわる情報

⑦その他経営に関する一切の情報

(受審事業者に対する情報等)

第4条 R-CORPORATIONの従業員及び調査者は、許可なくして秘密情報の撮影、コピー、複製、プリントアウト、ハードディスク・USBメモリその他の電子情報記録媒体へのコピーもしくはダウンロード等をしてはならない。

2. R-CORPORATIONの従業員及び調査者は、受審事業者が業務上作成している内部資料等について、原則として受審事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧にて確認することとし、事務所等の外に持ち出してはならない。ただし、受審事業者の同意がある場合はこの限りではない。その場合、受審事業者から提供された資料等は最善なる留意の下に保管し、評価に使用后、速やかに焼却することとする。

(損害賠償)

第5条 R-CORPORATIONの従業員及び調査者は、在職中であると退職後であることを問わず、また故意によると過失によるとを問わず、従業員及び調査者が本規程に定める事項に違反し、会社や事業者に損害を与えた場合は、従業員、調査者は事業者及びR-CORPORATIONへその損害を賠償しなければならない。

(附則)

この規程は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。